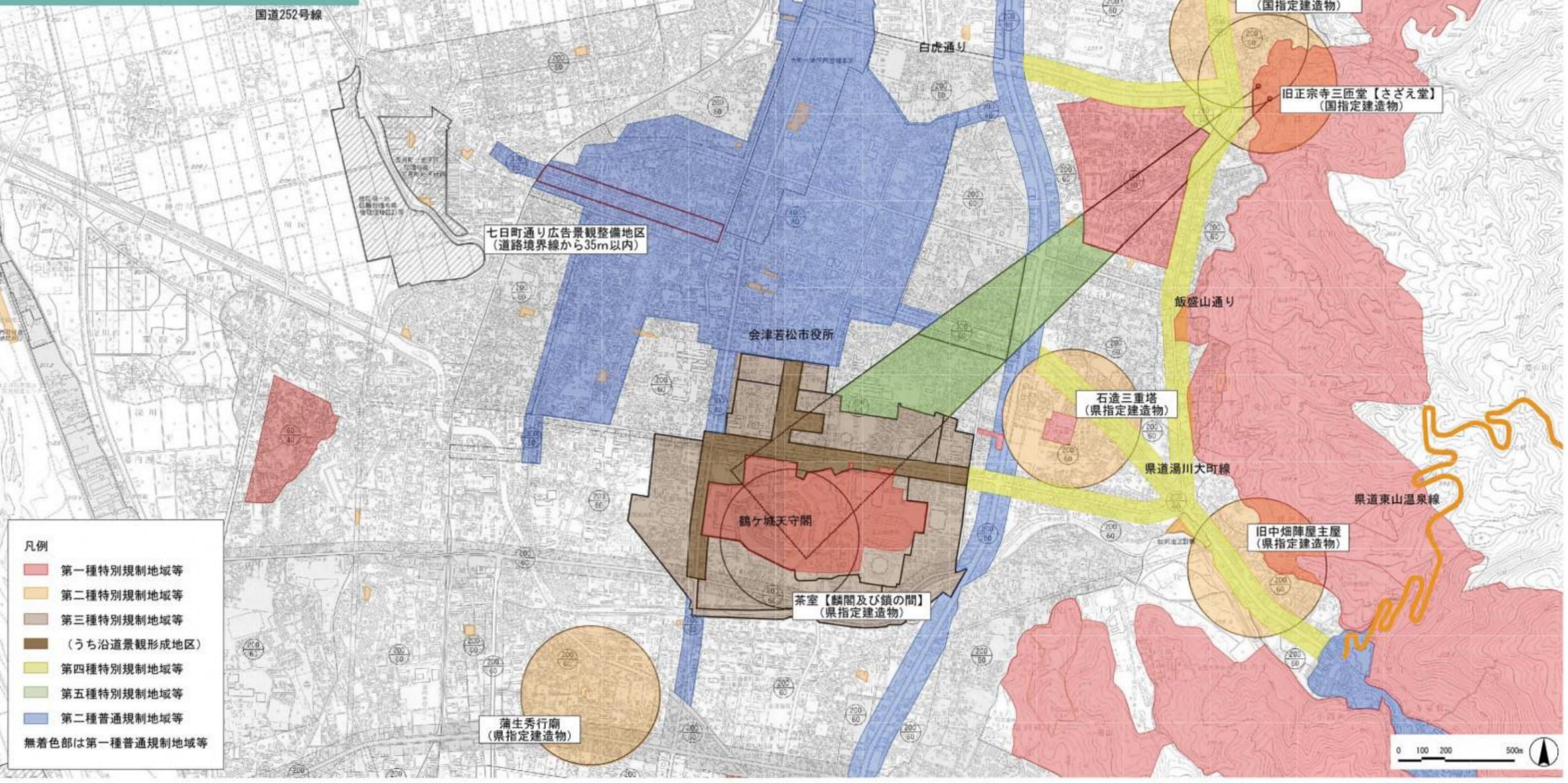


第一種特別規制地域等 [景観重点地区(磐梯山・猪苗代湖周辺地区)]



- 第一種低層住居専用地域、風致地区
- 重要文化財である建造物、天然記念物の敷地
- 風致保安林、自然及び緑地環境保全地域
- 国立・県立自然公園の特別地域(都市計画区域外)

屋外広告物規制地域図  
(中心市街地部)



- 凡例
- 第一種特別規制地域等
  - 第二種特別規制地域等
  - 第三種特別規制地域等
  - (うち沿道景観形成地区)
  - 第四種特別規制地域等
  - 第五種特別規制地域等
  - 第二種普通規制地域等
  - 無着色部は第一種普通規制地域等



# 会津若松市屋外広告物等に関する条例

## 1. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものと並びにこれらに類するものをいいます。

商業広告だけでなく、営利を目的としないうちの自己用のものも屋外広告物に当たります。また、文字や商標、マークだけでなくイメージを伝えるデザイン等も屋外広告物に当たります。

## 2. 適用範囲

「会津若松市景観計画」における景観計画区域(市全域)を規制対象とし、地域ごとに屋外広告物等に関する基準を定め、規制を行っています。

## 3. 規制の概要

### (1) 特別規制地域等

自然公園の特別地域や会津若松市景観計画における景観重点地区など特に良好な景観の形成や風致を維持する必要がある地域や学校、都市公園など屋外広告物を掲出することが好ましくない場所など、原則として屋外広告物の表示や広告物を掲出する物件の設置が禁止されている地域及び場所です。第一種～第五種までの5つの特別規制地域等に区分しています。

### (2) 普通規制地域等

普通規制地域等に屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置する場合には、原則として市長の許可を受けなければなりません。

景観計画区域(市全域)を規制対象とし、周辺景観との調和及び安全性の確保を図る第一種普通規制地域等と、まちの賑わいを演出する第二種普通規制地域等に区分しています。

### (3) 禁止物件

その物件が持つ本来の機能や効能を阻害することがないよう、原則として広告物の表示を禁止する工作物等を指定しています。

### (4) 禁止広告物

破損や倒壊、落下のおそれがある広告物や、交通信号機や道路標識の効用を妨げたり、道路の安全を阻害するおそれのある広告物など、いかなる場合でも掲出、表示してはならない広告物を規定しています。

### (5) 規制基準

#### ① 表示面積の規制

屋外広告物の設置主体、用途、目的、形態、種類に応じて、屋外広告物の表示面積の上限を定めています。

#### ② 高さの規制

屋外広告物の形態、種類に応じて、高さに関する基準を定めています。高さに関する基準は、地上からの高さのほかに、建築物の高さと屋外広告物の高さの比率による制限もあります。

#### ③ 色彩の規制

屋外広告物の表示面積の一定割合を占める色彩について、日本産業規格であるマンセル値の基準に基づき、色の鮮やかさを示す彩度を規制しています。

#### (第一種、第三種及び第四種特別規制地域等の基準)

自然景観や歴史的建造物との調和を考慮し、自然界にはほとんど存在しない彩度8を超える色彩の使用を制限しています。

#### (第二種、第五種特別規制地域等及び普通規制地域等の基準)

重要な情報を伝える道路標識、安全標識等との対比から、伝達機能を阻害する恐れのある彩度12を超える色彩の使用を制限しています。

※市全域において、大規模な屋外広告物については、本市景観計画に基づき、使用する色彩のすべてを彩度10以下にする必要があります。

### (6) 特定屋内広告物の規制

特定屋内広告物(建築物の窓その他の開口部(建築物の内部を見通すことができる壁面を含む)に設けられた窓ガラス、ガラス扉等の内側の面に直接描いたり貼ったりして、常時又は一定期間継続して表示するもの)を表示する場合は、良好な景観の維持・向上のため、位置、面積、色彩等について定めた基準に応じた掲出をお願いします。

## 4. 広告景観整備地区制度

屋外広告物を地域の良好な景観に調和させることが特に必要であると認める地区を「広告景観整備地区」に指定し、その地区内での広告物の形状、面積、色彩、高さなどの基準となる「広告景観整備方針」を定めます。指定された地区内で広告物を表示する場合は、自己用広告物等でも市への届出が必要となります。

## 5. 許可の手続き

### (1) 事前相談・事前協議

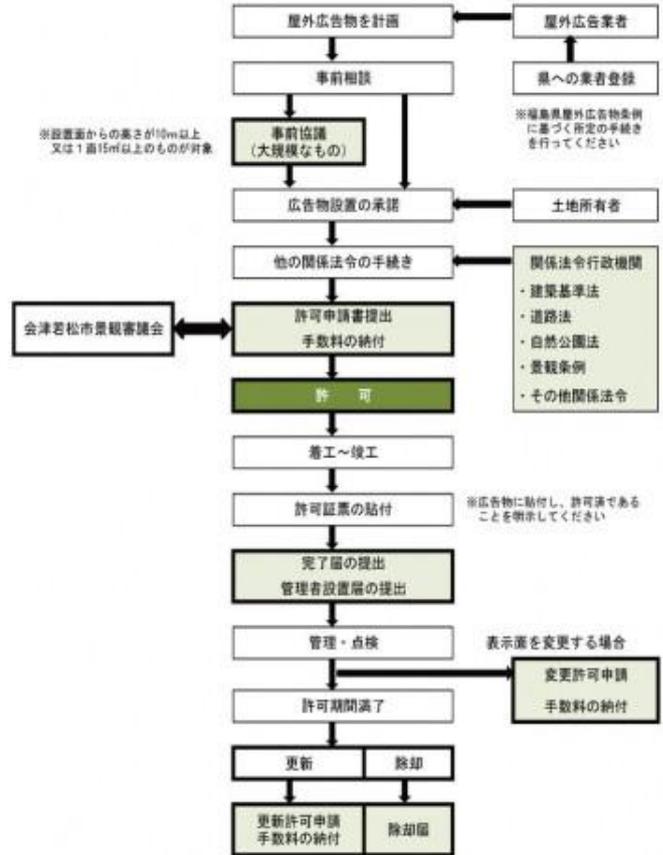
屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置する際は、事前に窓口で相談してください。

また、大規模な屋外広告物は周辺景観へ与える影響が大きいことから、設置面からの高さが10m以上、又は1面15㎡以上の屋外広告物の表示、又は掲出物件の設置については、許可申請書提出の30日前までに書面での事前協議が必要です。

### (2) 許可申請

許可申請にあたっては、所定の様式に必要な書類を添付の上、申請してください。なお、申請時には手数料を納付しなければなりません。

また、広告塔、広告板で高さが4mを超えるものは、建築基準法第6条、第88条、施行令第138条の規定により、確認申請が必要です。



## 6. 違反等に対する措置、罰則

### (1) 勧告、公表、措置命令

適用除外基準又は許可基準に違反し、屋外広告物を表示している場合や、禁止広告物を表示したり管理義務規定に違反している等の場合は、除却、その他必要な措置を講ずるよう勧告することができます。この勧告に正当な理由なく従わない場合は、氏名等を公表することができます。氏名等を公表された後もなお、正当な理由なく必要な措置をとらない場合は、措置命令を行うことができます。

### (2) 許可の取り消し

- 以下のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができます。
  - ・許可条件に違反した場合
  - ・変更許可を得なかった場合
  - ・措置命令等に違反した場合
  - ・虚偽の申請その他不正な手段で許可を受けた場合

### (3) 罰則

変更申請を行わずに変更や改造を行った場合や、除却が必要な屋外広告物等を除却しなかった場合は、罰金に処することができます。

令和3年7月1日より

### 屋外広告物の更新許可申請における点検について

近年、看板落下事故等、屋外広告物による事故が全国で発生しております。

このような状況に鑑み、市内における屋外広告物の安全の確保を図るため、会津若松市屋外広告物等に関する条例等が改正され、**令和3年7月1日**から、更新の際の安全点検の方法が変わりました。また、**令和4年7月1日**から規模により点検者、管理者に資格要件が付きます。

#### 【更新の許可申請書に添付する写真及び書類】

##### ①屋外広告物の写真

- ・点検後に屋外広告物を撮影した写真（全景）
- ・点検の実施状況が分かる写真  
例）ボルトを締め終わった写真や接続部を拡大した写真等
- ・点検により異常が認められた場合には、補修等の後の当該箇所を撮影した写真

##### ②点検結果の報告書

・更新通知に同封されております「屋外広告物安全点検結果報告書」または、点検結果の任意様式を作成し提出が必要となります。

※令和4年7月1日から、地上から屋外広告物の上端までの高さが4mを超える屋外広告物の点検には、有資格者が実施した点検結果の報告が必要となります。

※点検の対象外となっている屋外広告物は報告書が不要です。

#### 【点検の対象】

対象外の屋外広告物を除き、すべての許可屋外広告物等が点検の対象となります。

#### 【対象外の屋外広告物等】

貼紙、貼札、立看板、広告幕、広告旗、気球、車体、壁面（直接描いたもの）、法令による広告、選挙広告、公共施設寄贈者名広告（面積基準有り）、公共広告（一部届出制）

#### 【点検の時期及び方法】

屋外広告物の設置年数により必要となる点検方法が変わります。

点検時期	表示・設置・変更時	屋外広告物の設置年数			
		3年目	6年目	9年目	10年超又は設置時期不明
点検方法	標準	目視	目視	標準	3年以内ごとに標準
		目視で安全性の判断ができない場合等は標準			

目 視 → 屋外広告物等の各部における傷、汚れ、変形、さび等の状態について目視により行うもの。

標 準 → 概ね60cm以内に近づき、目視、触診、打診及び検査により屋外広告物等の外部及び内部について点検を行うもの。

#### 【点検者の資格要件】(令和4年7月1日より必須)

許可を受けている屋外広告物で、地上から屋外広告物等の上端までの高さが4mを超えるものは、次に掲げる有資格者が実施した点検の報告が必要となります。

- ・屋外広告士
- ・一級建築士又は二級建築士
- ・広告美術仕上げ技能士、職業訓練指導員又は職業訓練修了者（広告美術科にかかもの）
- ・日本屋外広告業団体連合会、日本サイン協会が開催する屋外広告物点検技能講習会の修了者等

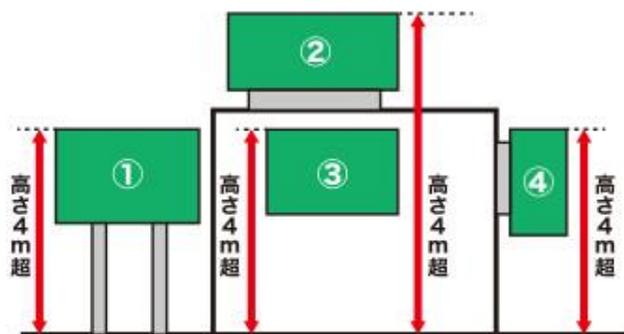
#### 【管理者の資格要件】

令和4年7月1日より、高さが4mを超える屋外広告物の管理者には点検者と同じく有資格者が必要となります。

#### 【高さが4mを超える屋外広告物(高さの考え方の例)】

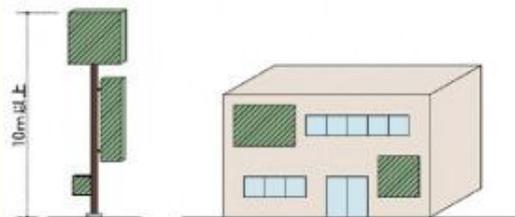
地上から屋外広告物等の上端までの高さが4mを超えるもの。

- ① 建植広告板(塔):地上からの高さ
- ② 屋上利用広告板(塔):地上からの高さ
- ③ 壁面利用広告板・突出広告板:地上からの高さ(支持部含む)



#### 【大規模な屋外広告物について(事前協議対象物件)】

- ① 事前協議の対象となる行為、
  - ・大規模な屋外広告物を新たに設置する場合、および変更する場合
- ② 事前協議の対象となる規模
  - ・設置面からの高さが10m以上のもの
  - ・同一方向から見た1面の表示面積が15㎡以上のもの



- ③ 配慮すべき事項
  - ・使用する色彩については、彩度10以下とすること。
  - ・四季を通して周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩とすること。  
(支柱については、濃茶色または濃灰色を基調とすること。)
  - ・必要以上の広告、図画等の表示を行わないこと。

#### 【問い合わせ】

会津若松市 建設部 都市計画課 景観グループ  
〒965-0871 会津若松市栄町4-45 (市役所栄町第1庁舎)  
TEL:0242-39-1261 FAX:0242-39-1450  
E-mail toshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp